

令和5年第2回糸魚川市議会定例会会議録 第1号

令和5年6月12日（月曜日）

議事日程第1号

令和5年6月12日（月曜日）

〈午前10時00分 開議〉

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 行政報告
- 日程第4 所管事項調査について
- 日程第5 議案第52号から同第55号まで
- 日程第6 議案第56号
- 日程第7 議案第57号
- 追加日程第1 議長の辞職許可について
- 追加日程第2 議長選挙
- 追加日程第3 副議長の辞職許可について
- 追加日程第4 副議長選挙
- 日程第8 常任委員会委員の選任について
- 日程第9 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第10 議案第58号
- 日程第11 議案第59号から同第62号まで
- 日程第12 議案第63号及び同第65号
- 日程第13 議案第64号
- 日程第14 議案第66号
- 日程第15 請願第1号及び同第2号

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 行政報告
- 日程第4 所管事項調査について
- 日程第5 議案第52号から同第55号まで
- 日程第6 議案第56号
- 日程第7 議案第57号

- 追加日程第1 議長の辞職許可について  
 追加日程第2 議長選挙  
 追加日程第3 副議長の辞職許可について  
 追加日程第4 副議長選挙  
 日程第8 常任委員会委員の選任について  
 日程第9 議会運営委員会委員の選任について  
 日程第10 議案第58号  
 日程第11 議案第59号から同第62号まで  
 日程第12 議案第63号及び同第65号  
 日程第13 議案第64号  
 日程第14 議案第66号  
 日程第15 請願第1号及び同第2号

〈応招議員〉 18名

〈出席議員〉 18名

|     |     |      |     |    |     |
|-----|-----|------|-----|----|-----|
| 1番  | 利根川 | 正君   | 2番  | 阿部 | 裕和君 |
| 3番  | 横山  | 人美君  | 4番  | 新保 | 峰孝君 |
| 5番  | 松尾  | 徹郎君  | 6番  | 伊藤 | 麗君  |
| 7番  | 田原  | 洋子君  | 8番  | 渡辺 | 栄一君 |
| 9番  | 加藤  | 康太郎君 | 10番 | 東野 | 恭行君 |
| 11番 | 保坂  | 悟君   | 12番 | 田中 | 立一君 |
| 13番 | 和泉  | 克彦君  | 14番 | 宮島 | 宏君  |
| 15番 | 中村  | 実君   | 16番 | 近藤 | 新二君 |
| 17番 | 古畑  | 浩一君  | 18番 | 田原 | 実君  |

〈欠席議員〉 0名

〈説明のため出席した者の職氏名〉

|        |    |      |        |    |      |
|--------|----|------|--------|----|------|
| 市長     | 米田 | 徹君   | 副市長    | 井川 | 賢一君  |
| 総務部長   | 渡辺 | 孝志君  | 市民部長   | 小林 | 正広君  |
| 産業部長   | 大嶋 | 利幸君  | 総務課長   | 渡辺 | 忍君   |
| 企画定住課長 | 中村 | 淳一君  | 財政課長   | 山口 | 和美君  |
| 能生事務所長 | 高野 | 一夫君  | 青海事務所長 | 猪又 | 悦朗君  |
| 市民課長   | 川合 | 三喜八君 | 環境生活課長 | 木島 | 美和子君 |

|  |         |                                     |          |
|--|---------|-------------------------------------|----------|
| 福祉事務所長   | 磯貝 恭子 君 | 健康増進課長                              | 池田 隆 君   |
| 商工観光課長   | 大西 学 君  | 農林水産課長                              | 星野 剛正 君  |
| 建設課長   | 長崎 英昭 君 | 都市政策課長                              | 五十嵐 博文 君 |
| 会計管理者<br>会計課長兼務                                    | 山田 康弘 君 | ガス水道局長                              | 樋口 昭人 君  |
| 消防長  | 竹田 健一 君 | 教育長                                 | 靄本 修一 君  |
| 教育次長   | 磯野 豊 君  | 教育委員会こども課長                          | 嶋田 猛 君   |
| 教育委員会こども教育課長                                       | 古川 勝哉 君 | 教育委員会生涯学習課長<br>中央公民館長兼務<br>市民図書館長兼務 | 山本 喜八郎 君 |
| 教育委員会文化振興課長<br>歴史民俗資料館長兼務<br>長者ヶ原考古館長兼務<br>市民会館長兼務 | 嵐口 守 君  | 監査委員事務局長                            | 山川 直樹 君  |

〈事務局出席職員〉

|   |            |   |          |
|---|------------|---|----------|
| 局 | 長 松木 靖 君   | 次 | 長 磯貝 直 君 |
| 係 | 長 水島 誠 仁 君 |   |          |

〈午前10時00分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

おはようございます。

これより、令和5年第2回糸魚川市議会定例会を開会いたします。

欠席通告議員は、ありません。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長（松尾徹郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、1番、利根川 正議員、10番、東野恭行議員を指名いたします。

日程第2．会期の決定

○議長（松尾徹郎君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

4月21日及び6月5日に議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果について、委員長の報告を求めます。

古畑浩一議会運営委員会委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑委員長。〔17番 古畑浩一君登壇〕

○17番（古畑浩一君）

おはようございます。

それでは、4月21日及び6月5日に議会運営委員会が開催されておりますので、その経過と結果につきまして、ご報告いたします。

本日招集されました第2回市議会定例会に提出された議案は、お手元配付の議案書のとおり、専決処分の承認が6件、条例の制定及び一部改正が4件、令和5年度の補正予算が2件、その他案件が2件、人事案件が1件の合計15件であります。

このうち、議案第52号から同第57号までの専決処分の承認及び議案第66号、監査委員の選任につきましては、本日初日に委員会付託を省略し、即決にてご審議いただくこととしております。

その他の議案につきましては、それぞれ所管の常任委員会に付託の上、審査いただくことで委員会の一致を見ております。

次に、定例会の会期につきましては、6月12日から6月29日までの18日間として、日程につきましては、お手元配付の日程表のとおりであります。

また、一般質問につきましては、期日までに申出のあった方は15名であります。これを初日5人、2日目5人、3日目5人で行うこととしております。

これによりまして、一般質問の4日目、6月21日は、休会といたしております。

次に、請願の取扱いについて、申し上げます。

請願第1号、「新潟県の最低賃金の底上げするための意見書採択」に関する請願、請願第2号、30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願の2件が受理されております。

請願第1号は、建設産業常任委員会、請願第2号は、総務文教常任委員会へ付託の上、審査願うことといたしました。

委員長報告につきましては、総務文教常任委員会、市民厚生常任委員会の各委員長から、閉会中の所管事項調査につきまして、その経過を報告したい旨の申出がありますことから、本日の日程事項としております。

なお、4月21日の議会運営委員会では、委員の任期満了に伴う委員会と議会構成の改選方法について説明しております。

以上で、議会運営委員会委員長報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原 実議員。

○18番（田原 実君）

おはようございます。

ただいまの委員長報告に対して質疑させていただきます。

最後のほうで、新しい議会の構成について触れておられました。その人事について、議会運営委員会でどのような話があったのかを、そのプロセスを知りたいので、少し詳しく教えていただきたいと思います。

古畑委員長には及びませんが、私も数期にわたって議員を経験し、その中で議会人事について見聞きしてきたという自負があります。慣例としては、最大会派のクラブ長がまとめ役、調整役となっていて、いわゆる根回しをしながら、会派の代表者会議、クラブ長会議を経て、ある程度の納得感のある中で議会人事が決まってきたように思います。当然、議長選挙、副議長選挙で最後、決めるのですが、そこへ至るまでのプロセスが後々の議会活動では重要というのは、釈迦に説法かもしれませんが、あえてこの機会に言わせていただきたいと思います。

それで、伺いたいことは、新しい議会構成に向けて、議会運営委員会では、委員の皆さんが納得されるような話合いというか、プロセスを踏んでいるか伺いたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑委員長。〔17番 古畑浩一君登壇〕

○17番（古畑浩一君）

それでは、田原委員の質問にお答えさせていただきたいと思います。

議会運営委員会では、るるご指摘がありました。そのとおりに進めるように、まず、議会人事の進め方、それから委員会に対する比例配分の在り方、それから各種執行する、いわゆる充て職でございますが、その委員長になった場合には、こういう外郭団体への出向になりますというふうな、るるこれまで、田原議員がよくご存知だと思いますが、これまでであった職につきまして、誤解のないように、事務局をもちまして各種手続につきまして説明をしたところであります。

また、議長選挙、副議長選挙に関わるものの、いわゆる推薦人が必要であること、それから6月9日までにその申入れをすること等につきましては、その議会運営委員会のほうで確認をして、また、各皆さんには、ご納得をいただいたものだと思います。

また、その後の決め方につきまして議会運営委員会、形からいきますと、俗に一週間前議運と言われる、その議会運営委員会までに、ひとつ委員会の配置構成でありますとか、議会人事につきましては、決める、決めていただけるようお願いをしたところでありますが、現在のところ、そういった議会人事に関する正式な、何ていいますか、こう決まりましたよというふうなものは、一切頂いておりません。委員長といたしましては、大変遺憾だと思いますが、ここは委員長報告でございますので、個人的な意見は差し控えさせていただきたいと思います。

以上が、委員会の中での、通常の委員会の中で発言のあったことでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原 実議員。

○18番（田原 実君）

クラブ代表者会議ということで、一度だけ私も話合いに出させていただくことができました。このときは、最大会派、みらい創造クラブ代表の東野議員より案が示されて、松尾議長が継続、副議長には、みらい創造クラブの横山人美議員、監査役には、創生クラブの近藤新二議員の名前が上がっていたと思います。これに対して、松尾議長の継続には反対すると私は申し上げました。その理由も、そのときに具体的に述べましたので繰り返しません、適任ではないということをお願いしてあります。

また、副議長と監査役も経験2年の新人議員ということで、これでは市長行政をチェックする議会としては機能不全となると考え、検討し直すことと、東野議員がこだわる市長与党で三役を占めるということではなく、会派に属さない議会経験の長い議員の活用を提言したと記憶をしております。

それで伺いたいことは、資質は別にしても、議長の継続や新人議員を副議長や監査に据えることに対して、議会運営委員会の皆さんは納得されたのか。その点いかがだったのか、まず伺います。

それともう一つは、市長から選挙で選ばれた議員の数は18名であることを忘れてはいませんかということです。市長寄りの会派と東野議員より説明されたみらい創造クラブ5名、清新クラブ4名、創生クラブ2名、これで11名と、同調する議員若干名を加えても約半分の議員でポスト配分をして議会を運営していこうということが、市民の負託に応える議会となるのか。誰しもが思うところですが、その点についての委員会での話合いと、納得があったのかを委員長に伺います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑委員長。〔17番 古畑浩一君登壇〕

○17番（古畑浩一君）

それでは、田原議員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

最後のまず、議会運営委員会のメンバーがね、委員が納得したかということにつきましては、案が全く示されておりませんので、議会運営委員会は納得も承知も全くしてございません。また、する機会もございませんでした。

その前の4月21日の日には、代表者会議等にて議会人事を決め、進めるようにというふうなことは話してございます。それに沿ってやったとは思いますが、最終的な結論が全く私のほうにも届いておりませんので、その後がどうなったのか、自分自身では、各委員ともに納得も承知もできる状況ではなかったということをお答えさせていただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原 実議員。

○18番（田原 実君）

議会に詳しい市民からは、今の議会は人材不足なので、議会構成に苦慮されているそうですねという話を聞いています。その人材不足というところは、要は18名の議員で議会構成を考えられないようなそんな事態、状況にあるのではないですかと、やゆされていると考えます。

確かに、今の感じで議会構成が決まっていけば、市民からの指摘もあるような半分議会、よくても6割議会、未経験者お試し議会と、やゆされてもやむを得ないかもしれません。

2年間を振り返れば、市が直面する様々な問題や課題の解決に向けて議会は働いてこなかったように思い、反省をいたすところです。そして、この先の2年も停滞と怠慢の議会とならないかを心配いたします。誰がこんな議会にしてしまったんだろう。私自身の問題と責任でもあると反省しながら、この後の人事構成について判断してまいります。

委員長からは、答えにくいところをご答弁いただき、ありがとうございました。

終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月29日までの18日間とし、委員長報告のとおり進めたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から6月29日までの18日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付いたしております日程表のとおりでありますので、ご承知願います。

日程第3．行政報告

○議長（松尾徹郎君）

日程第3、行政報告について、市長から行政報告の申出がありますので、これを許します。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

おはようございます。

令和5年第2回市議会定例会の招集に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、大変ご多用のところご参集いただき、厚くお礼申し上げます。

本定例会におきましては、条例改正や補正予算など、15件の議案について、ご審議をお願いいたします。この機会に4点について、ご報告申し上げます。

初めに、来海沢地区の避難指示発令及び一部解除について、ご報告申し上げます。

5月29日の降雨により、来海沢地区地すべり対策工事により設置された2つの谷止工の一つに変状が生じたことから、地域住民の安全を第一に考え、午後5時30分に11世帯21人に対し、避難指示を発令いたしました。

西海地区公民館に避難所を設置し、5世帯9人の方が避難され、ほかの方につきましては、親戚宅等へ避難いただきました。

なお、避難所につきましては、翌日5月30日にホテル糸魚川インターに変更いたしました。

その後、新潟県により変状が生じた谷止工に対する応急対策が行われ、谷止工に対し、観測機器が配備され、警戒体制が確保されたことから、6月5日に住民説明会を開催し、翌日6月6日に避難指示を一部解除いたしました。

西川沿いの2世帯6人の方につきましては、避難指示が継続となりますが、市民の安全・安心を最優先に、一日も早い全面解除に向けて、全力で取り組んでまいります。

2点目に、キャッシュレス決済の導入について、ご報告申し上げます。

6月1日から市民課窓口において、住民票や戸籍、税証明書などの各種証明書の交付手数料の支払いにPay Pay等のキャッシュレス決済が利用できるようになりました。このことにより、市民等の利便性の向上が図れるものとともに、窓口における現金取扱いを減らすことで、業務の効率化につなげてまいります。

3点目に、電波の日・情報通信月間における表彰受賞について、ご報告申し上げます。

本表彰は、総務省信越総合通信局が、毎年6月の電波の日及び情報通信月間を記念して、信越地域において情報通信の発展に貢献した個人や団体を表彰しているものであります。

このたび、本市が進める時間に柔軟で多様な働き方が、テレワークを活用した地域の就労支援や雇用創出に貢献したとして、信越総合通信局長表彰を受賞いたしました。

今後も、関係機関と連携して、ワーカーの育成や就労環境の整備を進めてまいります。

最後に、本年度の公共事業関係予算の当初内示状況について、ご報告申し上げます。

お手元に配付いたしました行政報告参考資料をご覧ください。

まず、令和5年度予算の市営事業につきましては、31件で概算14億8,000万円の内示がありました。

県営事業につきましては、44件で概算50億8,000万円、国の直轄事業は、11件で概算45億5,000万円となっております。

なお、詳細につきましては、資料のとおりであります。補助対象事業費は変更となる場合もありますので、ご了承願います。

以上、4点についてご報告を申し上げます。

議会並びに議員の皆様から、特段のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。招集のご挨拶とさせていただきます。

○議長（松尾徹郎君）

これで行政報告は終わりました。

日程第4．所管事項調査について

○議長（松尾徹郎君）

日程第4、所管事項調査についてを議題といたします。

本件については、閉会中、総務文教常任委員会及び市民厚生常任委員会が開かれ、調査を行っておりますので、その経過と結果について、委員長の報告を求めます。

東野恭行総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

東野委員長。〔10番 東野恭行君登壇〕

○10番（東野恭行君）

おはようございます。

総務文教常任委員会では、閉会中の5月26日に所管事項調査を行っておりますので、その主な内容についてご報告いたします。

調査項目は、駅北子育て支援複合施設の事業手法についてであります。

冒頭、私のほうより、今回の委員会の開催趣旨は、駅北子育て支援複合施設基本計画などにおいて、運営の仕方としてDBO方式が示された中で、委員会としてDBO方式に対する認識をさらに深めていくことと、また、DBO方式を前提に進められることがないようにするためにも、事業手法についての調査を行いたいということで趣旨を説明しましたが、委員より、パブリックコメントの集約はどうするのか。かつてこれほど意見が集まったことがあるのか。それだけ市民の皆さんが真剣に考えているということであり、内容は十分精査する必要があるのではないかという意見に対し、井川副市長より、基本計画の中身については、パブリックコメントも含め、相当厳しい内容があったと受け止めており、当然、市民の意見、また議会の意見は十分に尊重しなければならないと理解している。今後は、基本計画をたたき台として、次の総務文教常任委員会でもしっかり議論させていただきたいと考えている。市民や議会の意見を聞かずに進めるということはないと答弁がありました。

この後、担当課から、事業手法について説明があり、DBO方式を目指す理由としては、施設機能に求めるサービス、ノウハウを持つ民間事業者が参画しやすいこと、新たな民間事業の提案の可能性が得られること、事業規模が小さく、地元の企業も参入しやすいこと、また、新設の施設であり、事業者の創意工夫を取り入れる余地が大きいことなどから、この方式を提案したと説明がありました。委員より、特に問題視されているのは、年間の維持管理費である。パブリックコメントの内容をしっかりと把握し、市民が何を求め、何を訴えているのか理解する必要があるのではないか。また、これほど事業費がかかるのであれば、保育制度や子育て支援制度を充実したほうがよいという意見もある。そもそも大火からの復興の中でにぎわいづくりが目的だったはずだが、これを造ってもにぎわいづくりには結びつかないという指摘もある中で、これらの意見をどう考えるのかという質疑に対し、井川副市長より、パブリックコメントの中では約15億円の整備費、また運営費の5,000万円のところに意見を多くいただいている。物価や人件費の高騰により、事業費がさらに増える懸念もある。そういう中で、施設規模や、また運営についても、DBOなど、これまで示してきたもの以外に指定管理者制度、あるいは直営も含め、どういう手法がいいのかを皆さんと決

めていきたいと思っていると答弁がありました。

委員より、建設産業常任委員会では、令和4年1月12日に参考資料として民間活力を活用するための手法について資料を上げ、議論されている。当時、結果は定まらなかったと認識しているが、このときから状況は変わり、今はDBO方式でないと時代に合わないなど、そういう変化があったのかという質疑に対し、担当課より、基本計画の策定段階から、市としてDBO方式を目指したいという部分は一貫しており、人材の確保という部分も大いにあるが、公設公営の場合のマンパワー、コストということも併せ、トータルで考えると、DBO方式が利用者にとっても行政にとっても一番いい案ではないかという趣旨で提案していることは変わっていないと思うと答弁がありました。

委員より、事業規模が小さくなれば、地元業者も参加できる。にぎわいも子育ても大事ではあるが、市内の経済の活性化も考える必要があるのではないかと。よいところを丸取りできるよう、さらに精査すべきではないかという質疑に対し、担当課より、主としてスーパーゼネコンや特定の開発会社などにより事業を進めたいと考えているわけではなく、大事なのは、そこを運営する人たちが、設計段階から提案や意見をしてもらおうということであり、建設に関しては、当然キャッシュアウトということもあるので、地元の業者が関わることのできるような手法・形態も示しているが、これは事業方式を決定した後に検討する内容であると考えていると答弁がありました。

このほかにも質疑・意見等がございましたが、報告は、割愛させていただきます。

以上で、所管事項調査についての報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原 実議員。

○18番（田原 実君）

ただいまの委員長報告に対して質疑をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

駅北子育て支援複合施設建設計画が、パブリックコメントで市民の意見をどう吸い上げていったのか、総務文教常任委員会での一番の調査項目となっていたのではないかと考えるところです。

そもそも建設事業費15億円、年間運営費5,000万円の子育て複合施設を町の中心部の狭い敷地に建設する必要があるかという部分も含めて、市民の関心の高いところだということを前段申し上げてから、質疑したいと思います。

委員会の協議の主題は、市が進めたいところのDBO方式、設計、建設、運営一体の外部委託の検証でありました。パブリックコメントも行ったし、設計の内容がまだ未確定ではあるが、DBO方式での委託には準備期間が必要ということで、このタイミングで委員会を開催したということなのでしょうが、一部委員からは、事業を進める手順が間違っていると反発の意見も出され、今回の委員会は、DBO方式についての理解をする、言わば勉強会のようなものであったということで認識しているんですが、委員長そういうことでよろしいですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

東野委員長。〔10番 東野恭行君登壇〕

○10番（東野恭行君）

お答えいたします。

田原議員のご質問にあったとおり、勉強会という認識で進めさせていただきました。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原 実議員。

○18番（田原 実君）

当初、駅北大火後の復興に向けて、にぎわいの拠点整備として計画を進める予定が、うまく進まず、2年前の選挙の直後に子育て支援施設として構想が示され、基本計画案作成の予算を預かる建設産業常任委員会で基本事項が検討された本計画ですが、子育て部分や運営に関しては、総務文教常任委員会で調査すると議会内での決め事があったために、正式にDBO方式が検証されたのが今回の委員会だ。そういう意味では、一つの節目となった委員会と思いますが、この辺り、委員長としてはどのように整理されているか伺いたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

東野委員長。〔10番 東野恭行君登壇〕

○10番（東野恭行君）

お答えいたします。

進め方として、委員会としては十分な情報の提供をする、もうその材料がまず少なかったというところで、今回はDBOの勉強会という位置づけでやらせていただきました。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原 実議員。

○18番（田原 実君）

3回目なので、これで最後です。

正直、当初の目的からずれているものを、建設地周辺の住民や市民の意向を十分に酌み取らないまま拙速に物事を進めようとする行政と一部議員に振り回されているという印象がさらに強くなった委員会でもありました。運営する委員長の苦労をお察し申し上げます。

それで、子育て支援施設として、相談センター及び屋内遊戯室のみでよろしいのではないかという意見もあろうかと思いますが、そういうものだけを造るものではないと。複合用途によって、人を呼び込み、にぎわいをつくる、その施設を目指しているんだというところ、これぶれてはいけないところなんです。委員長にその点を確認したいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

東野委員長。〔10番 東野恭行君登壇〕

○10番（東野恭行君）

お答えいたします。

この場をもって、その考えを述べたいところがございますが、会議の中でそのようなちょっと話合いが生まれませんでしたので、お答えは差し控えます。

以上です。

○議長（松尾徹郎君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

次に、田中立一市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中委員長。〔12番 田中立一君登壇〕

○12番（田中立一君）

市民厚生常任委員会では、閉会中の4月19日に所管事項調査を行っておりますので、その主な内容について、ご報告させていただきます。

調査項目は、社会福祉施策の充実についてのフレイル予防を中心とした介護予防の取組について、新型コロナウイルス感染症対策についての令和5年度新型コロナワクチン接種について、地域医療体制についての医師、看護師及び医療技術者の確保対策についての3項目であります。

まず、フレイル予防を中心とした介護予防の取組については、糸魚川市は、高齢になってもできるだけ元気で地域生活が送れるよう介護予防事業に力を入れて取り組んでおり、特にフレイル予防は、介護予防事業の中心的な役割を果たすものと考えている。要支援1・2の方と基本チェックリストにより、何らかの介護サービスを必要とする事業対象者と呼ばれる方を対象とする、通称、総合事業と言われる介護予防生活支援サービス事業、65歳以上の方を対象とする一般介護予防事業、訪問機能訓練、パワーリハビリテーション、転倒骨折予防教室、高齢者のフレイル予防教室の4つの事業を実施している保健福祉事業の3点における当市の取組の全体像についての説明がありました。

また、フレイル予防教室の内容と開催状況、フレイルそのものの周知活動の取組などについての説明の後、質疑に入りました。

委員より、フレイル予防教室の開催計画について質疑があり、こちらから地域の通いの場に出向く形になっているため、参加者数について計画は立てていないが、年30回以上の開催を目標にし

ている。フレイルという言葉の周知を行い、興味を持っていただくというところから広げたいという答弁がありました。

保健福祉事業の転倒骨折予防教室、高齢者フレイル予防教室の受益者負担についての質疑があり、前者は、参加費をもらっており、その徴収は委託先のNPO法人にお願いしている。後者は、後期高齢者医療広域連合からの受託事業であり、参加費は徴収していないが、継続していけるように進めている。

また、フレイルという言葉について、皆さんに分かりやすいように日本語で提示してほしいという意見もいただいているので、介護予防と健康づくりというところで、提案を具体的にしていきたいという答弁がありました。

井川副市長からは、行政が投資をしても、将来的に医療であるとか介護の費用が抑えられることを考えて、若い世代からの健康づくり、子供の頃からの運動習慣、そういったものに全庁で取り組んでいく必要があると考えている。例えば地域通貨制度の中で健康ポイントを付与していく取組など、健康づくりに関心を持っていくというような形で進めたいと考えているという答弁がありました。

このほかにも質疑がありましたが、報告は、割愛させていただきます。

次に、令和5年度新型コロナワクチン接種については、接種ワクチンの回数ごとに年代別の接種者数と接種率の実績について説明がありました。従来ワクチンの1から3回目接種について、65歳以上の方は、接種率90%以上を3回目まで維持しているが、64歳以下の方の3回目は、接種率が減少していること、オミクロン株対応ワクチン接種について、4月16日現在、接種者合計2万5,254人、68.8%と、3回目接種と比較すると約16%低下しており、若い世代ほど接種率が低くなっていることなどが報告されました。

令和5年度接種スケジュールについて、現行のオミクロン株対応2価ワクチン接種は、5月7日で終了となり、5月8日以降、高齢者など重症化リスクが高い方を対象にした春開始接種と、9月以降に初回接種を終了している全ての方を対象にした秋開始接種の2回の接種が予定され、集団接種から個別医療機関を中心とする個別接種体制となる。また、6か月から4歳の乳幼児接種及びまだ接種を受けていない方の初回接種は、令和5年度末まで期間が延長される。春開始接種で使用するワクチンは、オミクロン株対応ワクチンとなり、また、この春開始接種から、富山県朝日町のあさひ総合病院、坂東病院による当市民の個別接種を受け入れていただき、予約受付は当市で行うことなどが説明されました。

委員より、若干の質疑がありましたが、報告は割愛させていただきます。

次に、医師、看護師及び医療技術者の確保対策については、医師養成修学資金貸付金は、平成20年度に開始した制度で令和4年度までに14名の方に資金の貸与を行っており、医師免許取得後に市内の病院で勤務された方が7名、在学中の学生2名、市外病院勤務希望、進路変更等により、返還や辞退された方が5名となっている。新潟県医師養成修学資金貸与事業負担金は、令和5年度から新設の制度であり、県と市が連携した地域枠、医師養成修学資金貸与制度に申請し、大学の選抜に合格して入学する方1名に資金を貸与するものであり、医師免許取得後9年間の義務年間のうち、5年間を糸魚川総合病院で勤務することが要件となっている。また、糸魚川総合病院への令和4年度補助は、医師確保対策として、常勤医師の家賃や非常勤医師の確保に係る費用等を対象に

5,900万円、専門診療医確保対策として、病気を専門的に診察できる医師の派遣に係る費用を対象に1,000万円を交付するなど、医師、看護師等医療関係職の人材確保対策として取り組んでいる市の各事業の概要、実績等についての説明がありました。

委員より、市外に就職された医療技術者が、市内に就職する際の支援制度についての質疑があり、医療技術者修学資金貸付金は、個人のスキルアップ等のために市外で勤務をされても、卒業後5年以内に市内に就職していただければ、修学資金の返還は免除となるが、一度出られて、5年以上たつて戻ってきた方への対象となる制度は現在なく、市内で勤めていただけるように、今後検討を勉強させていただきたいと思うという答弁がありました。

助産師についての質疑では、今の糸魚川総合病院の現状からするとお産ができない状況になっているが、市としては今後も産科医を何とか見つけて、少しでも早く再開をしたいという思いがあるので、助産師も重要な職として求めている。また仮に、しばらくの間お産ができなくても、妊婦に対する産前産後ケアに助産師が必要となるので、糸魚川総合病院においても引き続き助産師の確保に努めているという答弁がありました。

以上で、市民厚生常任委員会の所管事項調査について、報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

日程第5．議案第52号から同第55号まで

○議長（松尾徹郎君）

日程第5、議案第52号から同第55号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第52号は、市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告でありまして、地方税法の一部改正によるものであります。主な改正点は、令和6年度から森林環境税を個人市民税と併せて賦課徴収するための所要の改正、長寿命化に資する大規模修繕を行ったマンションに対する固定資産税の減額措置、軽自動車税におけるグリーン化特例の適用期限の延長を行うものであります。

議案第53号は、都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告でありまして、地方税法の一部改正に伴い、項ずれの修正を行うものであります。

議案第54号は、国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告でありまして、主な改正点は、課税限度額の引上げと新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る保険税について減免期限を延長するものであります。

議案第55号は、介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分の報告でありまして、主な改正点は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した第1号被保険者に係る保険料について、減免期限を延長するものであります。

詳細につきましては、この後、所管の部・課長が説明いたします。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

川合市民課長。〔市民課長 川合三喜八君登壇〕

○市民課長（川合三喜八君）

議案第52号から第55号までの資料に基づき、税制改正等に伴う関係条例の一部改正の市民課関係について、ご説明申し上げます。

令和5年度の税制改正に関連した地方税法等の一部を改正する法律が、令和5年3月31日に公布されたことに伴い、関係する条例の一部改正について、同日付で専決処分を行ったものでございます。

議案第52号の糸魚川市市税条例の一部を改正する条例につきまして、主な改正点を申し上げます。

市民税関係では、国税である森林環境税1人1,000円を個人市民税の均等割と併せて賦課徴収するものであり、令和6年度以降の課税となります。その他、納付書等の様式の追加であります。

固定資産税関係では、大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の減額措置が設けられ、税額の3分の1が減額となります。その他、引用法令の項ずれに伴う改正であります。

軽自動車税関係では、環境性能の優れた電気自動車等の普及のため、グリーン化特例の適用期限を延長したものでございます。

議案第53号、糸魚川市都市計画税条例の一部を改正する条例につきましては、引用法令の項ずれに伴う改正であります。

議案第54号、糸魚川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、高所得者に応分の負担をいただくため、後期高齢者支援金等課税額の限度額を20万円から22万円に引き上げたものでございます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に係る保険税の減免期間について、令和4年度保険税の最終納期限の令和5年5月31日まで2か月延長したものでございます。

市民課関係の説明は、以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

磯貝福祉事務所長。〔福祉事務所長 磯貝恭子君登壇〕

○福祉事務所長（磯貝恭子君）

おはようございます。

議案第55号について、介護保険条例の一部を改正する条例の改正につきましては、国民健康保険税の条例の改正と同じ理由で、記載のように令和4年度保険料の最終納期限を2か月延長しております。

以上です。

○議長（松尾徹郎君）

お諮りいたします。

ただいま説明のあった本案については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会付託を省略することに決しました。

これより、説明に対する質疑に入ります。

本案の質疑は、1人15分以内とさせていただきます。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂 悟議員。

○11番（保坂 悟君）

よろしくお願いたします。

質問は、糸魚川市市税条例の一部を改正する条例、議案第52号であります。

資料頂いたところのイに当たりますが、固定資産税で大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の減額措置の3分の1を減額という非常にすばらしい案だと思っております。これについては反対とかではありません。

ただ、いろんな自治体でいくと、マンションがたくさんあるところでは、かなり効果的な税制の措置かと思うんですけども、市内におけるこの該当するマンションの件数であるとか、この3分の1の減額というのがどのくらいの金額になるのか、その辺がちょっと見えないものですから、分かる範囲で教えていただければと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

川合市民課長。〔市民課長 川合三喜八君登壇〕

○市民課長（川合三喜八君）

今回、この税制改正に該当する市内の物件でございますが、区分所有のマンションであります。お部屋ごとに所有権が設定されたものでありまして、市内には該当する物件が3棟ございます。

ただ、築年数によってかなり税額が異なりますもので、この場では具体的に幾ら減額になるという額についてはお答えすることはできませんので、よろしく願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂議員。

○11番（保坂 悟君）

この制度自体は長寿命化に資するというので、平たく言えば、そのマンションの管理が不備になったり、また行政代執行によって、何ていうかな、そういう管理が行き届かないところが増えないための防止策というふうにも私認識しておりまして、それには該当してないんだろと思うんですけども、今後こういったマンションみたいな大きな建物についての管理を徹底するためにも、こういった制度の周知徹底と、あとその利便性等が掲げるのであれば、また糸魚川市の自治体としてもプラスアルファするような、何かそういった措置をしていただければなと思うんですけども、今回この専決に沿って、何かそういった前向きな市としての考えというものはございますでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

川合市民課長。〔市民課長 川合三喜八君登壇〕

○市民課長（川合三喜八君）

やはり今回の税制改正の趣旨は、議員がおっしゃるとおり、区分所有の建物の適正管理ということとあります。やはり所有権が複雑でありまして、管理組合等を設けないとなかなか管理が難しい物件でございます。そういったことで、やはり適正管理についても、市のほうからお願いをしてみたいと思いますし、税制のこの措置についても周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂議員。

○11番（保坂 悟君）

ここからちょっと要望みたいな形になりますが、せっかく制度があっても、その3分の1の減額があまり魅力がないものであったりすると、またその話が進まないかもしれませんので、そこをまた県、また市と連携する中で、そういった制度を取り入れられるように、マンションの管理がきちんと進むような、そういう働きかけをぜひお願いしたいと思います。これについては反対するものではありませんので、以上で質問を終わります。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ほかにございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

今回の件につきまして、ちょっとお聞かせをいただきたいんですけどね。

（1）アの市民税、森林環境税、1人1,000円を、何だ個人市民税に上乗せして徴収するというんですけど、これは一体どういう意味でしょうか。対象になるの全市民ということ。その税金を払っている全市民ということですか。ちょっとお聞かせください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

川合市民課長。〔市民課長 川合三喜八君登壇〕

○市民課長（川合三喜八君）

今回の森林環境税の関係なんですけど、実は、平成31年に環境保険税及び森林環境譲与税の法律が、もう既に公布をされておまして、その関係で今回、条例を改正するものであります。

森林環境税につきましては、国税でありますけど、市税の個人住民税と併せてですので、個人住民税の均等割の対象の方に1,000円課税されるということになります。これにつきましては、実は、平成26年から令和5年度の10年間、実は、市民税にプラスアルファしまして防災・減災対策で実は1,000円上乗せした形で10年間課税をさせていただいております。それが今年度で終了いたしまして、来年度それに代わる形で、今度、森林環境税という税金が課税されることになりまして、実質的な負担増は変わりございませんが、税金が、また違う形で課税されるということでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

ただ今の説明を聞くとね、負担増にはならないけど10年間でやめると言ってた目的税を、終了したからじゃあ今度こっちなって聞こえるでしょう。人の知らんうちに上げるんじゃないよって、10年間と言ったら10年間でやめなさいよというのが普通だろう。個人的にはさ、負担も変わらないから継続していくからいいという話じゃないでしょう。防災だとかそういった災害対策だとかということにつきましては、緊急性があるんでね、10年間ならしょうがない、認めていきましょうという話だったと思う。

でも、これ森林環境税で、何をやるんですか。こんな糸魚川市なんか山ばかり囲まれてさ、これ山も何もない、何だ排気ガスばかり出してる大都会ならさ、あんたらが負担して、我々は森林守ってるんだからと言えりけどさ、何で私たちまで全部出すんですか。

それから、個人市民税を払っているというのは、何人いるんですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

川合市民課長。〔市民課長 川合三喜八君登壇〕

○市民課長（川合三喜八君）

森林環境税の、まず目的なのですが、温室効果ガスの排出量削減の達成のため、あるいは災害防止を図るため、森林整備等に必要な財源を確保するというのが、この税の目的であります。

それと、市内の個人市民税均等割は、約2万1,000人に課税されております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

だからさ、先ほど言ったように、この何だい市内の85%が森林に囲まれてて、温室効果にしてみたって、私たちはそこに寄与してるんですよ。人口密度も少ないしね。

したがって、私たちはもらってもいいけど、払う必要がないだろうとつくづく思うんです。その辺の矛盾点についてどう思うのか。

それから、手を替え品を替え、この税制を変えていく仕方というのはどうなのか。例えば今、国会で審議してるような少子化対策に対する予算がない、でも税金を上げるわけにもいかない。じゃあ社会保険料を上げましょうってさ、これおかしくないですか。国民をごまかしたり何だりする必要がないし、今回の森林環境税にしてみたって、適用の地区と逆に、よく人とも話してましたけど、私たちは、そういう意味では地球温室化のほうに協力してるんだから、森林の面積に合わせて、逆にこういう環境税を、逆に付与する、頂きたいと思ってる。この辺については、ただ国にそうやれと言われて、はいそうですかと決めたんですか。2万1,000人の市民に関係あるんですよ。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

川合市民課長。〔市民課長 川合三喜八君登壇〕

○市民課長（川合三喜八君）

森林環境税につきましては、市のほうで徴収をしまして、県を通じて国に納めます。今度、納めたものが、逆に森林環境譲与税として各自治体のほうに配分されます。それにつきましては、各自治体が納めたうちの9割が各自治体に配分されるんですが、森林面積だとか、あと林業に従事する住民の人数とかで案分されて交付されるものでありまして、糸魚川市の場合は、実質2万1,000人ですので、1,000円掛けますと約2,100万円が森林環境税ということで国に納めるんですが、逆に国から頂く分のほうが多くなるというふうに見込んでおります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

そこが、やっぱり最初に説明すべきですね。もちろん取られるんだけど、倍になって返ってきますよというやっぱり説明すべき。じゃないとこれ納得できないですね。

それからもう一つ、かといって市民にお返しするわけじゃないんだよね。1,000円の負担は増えることにつきましては、全く変わってないということ。要するに、地球温室化に対して貢献もしているのに、1,000円取られて、倍にして返すからねと言って、手元に返ってこないのと一緒でしょう。だからこの辺につきましては、1つ納得できない。必要なものならしろうがないとは思いますが、この6月に入ったって値上げ値上げでしょう、公共料金も電気代も全部含めて。それから、ウクライナ戦争等も併せて、小麦等の心配も出てきてる。これらに対して、やっぱり市民は非常にその敏感になっている。だから税収は、やはりそこら辺が非常に難しい、徴収にしたってね。この辺につきましては、少し市民に対する説明不足ではないのかというところをやっぱり指摘したいと思うんですね。この件につきましては、市長どう思いますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

森林環境税につきましては、地方がやはりこの森林を多く占めており、市町村が要望していた税でございます。国民ひとしく、やはり森林に対して、この環境からいろいろと供与を受けているという形の中において必要だろうと。そして、特にその森林保有市町村については、それなりのやはり苦労しておるわけでありますので、そういったところの管理についても、やはりそういったものを勘案していける税にしろというのをずっと叫んできた部分がございます。その中で森林譲与税というものが出来まして、そういった試行をスタートさせていただいたわけございまして、我々といしましては、ずっと要望していた一つの形が、このように表れておるわけであります。そういう中で、我々また執行する中で、本当にそれが、その各自治体に合った譲与税なのか、環境譲与税になるかというのも、やはり森林環境税なのかとか、いろいろとやっぱりまた執行する中で、我々は動いていきたいと思っております。そういった森林立地市町村の構成する全国市町村の会議などもありまして、それに参加させていただいて、我々は意見を述べさせてもらってまいっとるわけございまして、やっと今、議員ご指摘のような我々叫んできたことが、少し具体的になってきたという捉え方をいたしております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

温室効果ガスの問題につきましては、何かいろいろ市長とも一緒にやってきて、これおかしいじゃないかと私も議長会等で、これはおかしいというふうに言ってきて、やっぱり森林に囲まれたところのよさといいますか、そういうところに還元すべきだと言ってます。

それはそれでいいとして、何で1,000円取られるの。それが多くなって返ってくるんだったら、返しゃいいじゃないですか、市民に。市長、違います。増えて返ってきた分だけ、何ていうか市政に市税として使えばいいんで、1,000円投資した分を市民税から引きますよとか、そういう考え方はないんですか。だから、実質1,000円は取るけどお返ししますという考え方、税制

を進めるべきじゃないですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

川合市民課長。〔市民課長 川合三喜八君登壇〕

○市民課長（川合三喜八君）

税金のやはり目的は、必要なものを適正に課税をさせていただいて、国民から頂いたものを皆さんのために還元する、やはり地球温暖化という大きな問題がありますので、それを皆さんの負担で少しでも削減したいという思いでありますので、頂いたものを返すというのではなく、適正に使わせていただくというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

何を調子のいいこと言ってるんですか。市長は、そういう森林に囲まれた市町村に対して、国は応分の負担なり等でやるべきだ。それがやっと通った。けども、その費用の財源である税収につきましては、私たちが払わなくちゃいけないんだよ。1,000円取られるのに変わりはないということなんだよ。なぜ、全く納得できないので、一旦は徴収させていただきますが、その分につきましては、またお返しします。何か理由つけて、何とか違うもんでもいいけど、何とか環境何とか有料何とか税の配当だとか何でもいいから、これやっぱり少し市民に対する負担というものを軽く考えてませんか。何で社会的に環境的に貢献してますねという糸魚川市の市民が、何で1,000円取られなきゃいけないんですか。年間1,000円、大したことはないけどと思うけど、やっぱりこの値上げラッシュや税収ラッシュが本当に激しいですよ。今じゃないでしょと言いたい。もうなんか10年たって、1つの目的税が終わるんだったら、そこで終わりにすればいい。1,000円で徴収するんなら、だけ糸魚川市は、逆に国からお金をもらってるほうなんで、一旦、国のほうに納めますが、国から返ってきたら皆さんのほうに、何でもいいじゃないですか。環境何とか協力金でも何でもとにかく、生活何とか困窮者じゃないわ、一般市民、何か生活安定給付金でも何でもいい。もしくは、市民税から1,000円減額するとか、何かそういう考え方はないんですか。必要なもんなら税金取られてもしょうがないと思いますよ、よくなるんなら。それで何ですか、市民課長の必要なもんだからって。じゃあその徴収した金額は幾らになって、何に使う考え方なんすか、お聞かせください。そこまで考えて、ちゃんと税金取ってるんでしょね。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

星野農林水産課長。〔農林水産課長 星野剛正君登壇〕

○農林水産課長（星野剛正君）

お答えいたします。

森林環境譲与税につきましては、令和6年推計になりますけども、国全体といたしましては約500億の予定となっております。500億から600億となっております、糸魚川市への譲与税の配分は、約5,000万となっております。

それで、森林環境譲与税の用途につきましては、森林整備に関する施策、森林整備を担う人材の育成、それと森林が持つ公益的機能に関する普及啓蒙、それと木材利用の促進、こちらが4本柱となっております。糸魚川市におきましては、森林経営管理制度に基づきます森林整備のための意向調査、修正計画等の策定、担い手育成ということで、林業従事者の資格取得等への補助、生産森林組合ですとか緑の少年団への活動の助成、林道、森林作業道の開設、維持管理の事業の実施、森林公園の改修や維持修繕等の実施を予定しております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

使い道、何々が必要だから、特に市税につきましては、皆さんから応分の負担をお願いしたい。国から予算が来るから何かメニューを考えて作るという、その税収の使い方って、違うんだよ。基礎自治体って言われるでしょ。市民の生活を守る責任があるんです。なるべくその負担を少なくして良好な生活を、基礎自治体たるものは守っていかなくちゃいけないんですね。

今回、あんまり細かいこと言うなよと言われてますけどね。今のご時世、単に1,000円の負担だけじゃなくて、全体に物価高であると。物価高であつたり税収がどんどん増えてってるわけだ。少しは市民の痛みを感じてほしいと思いますよ。取る側の身として考えるべきではないですか。

やめます。

○議長（松尾徹郎君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第52号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第53号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第54号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第55号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

再開を20分といたします。

〈午前11時10分 休憩〉

〈午前11時20分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第6．議案第56号

○議長（松尾徹郎君）

日程第6、議案第56号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第56号は、令和4年度一般会計補正予算（第11号）の専決処分の報告でありまして、歳入歳出それぞれ6億円を追加いたしております。これは決算を見込む中で、基金の積み増しを行うものであります。

歳出の主なものは、2款総務費、基金積立金の追加であり、内訳は、財政調整基金積立金が4億円、減債基金積立金が1億円、ふるさと就職修学支援資金積立金が1億円であります。

次に、歳入につきましては、所要の一般財源として、地方消費税交付金、地方交付税前年度繰越金を充当いたしました。

なお、繰越明許費の補正は、2表のとおりであります。

以上であります、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松尾徹郎君）

お諮りいたします。

ただいま説明のあった本案については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会付託を省略することに決しました。

これより、説明に対する質疑に入ります。

本案の質疑は1人15分以内としてください。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより、討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第56号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

日程第7. 議案第57号

○議長（松尾徹郎君）

日程第7、議案第57号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第57号は、令和5年度一般会計補正予算（第1号）の専決処分の報告でありまして、歳入歳出それぞれ7,750万円を追加いたしております。

歳出では、低所得の子育て世帯への生活支援として、1人5万円の給付金を支給する費用と4月の地滑り災害により被災した北山広田圃場等の応急工事を行う費用であります。

歳入につきましてはそれぞれ所定の特定財源を充当したほか、所要の一般財源については、前年度繰越金を充当いたしました。

詳細につきましては、この後、所管の部・課長が説明をいたします。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

山口財政課長。〔財政課長 山口和美君登壇〕

○財政課長（山口和美君）

それでは、議案第57号、令和5年度一般会計補正予算（第1号）をご説明いたします。

内容は、低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金の支給と4月1日発生の地滑り災害の経費についての補正であります。

可能な限り速やかに対応したいことから、4月14日で補正予算の専決をしております。

補正の内容につきまして、資料でご説明いたします。

お手元に配付いたしました議案第57号資料、一般会計補正予算（第1号）の概要をご覧ください。

1ページをお願いいたします。

1、子育て世帯生活支援特別給付金事業の（1）目的につきましては、食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対して給付金を支給するものであります。

（2）対象者及び支給対象児童数の見込みであります。対象者は、ア、令和5年度3月分の児童扶養手当を受けている方、イ、令和4年度に低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金を受給した方、こちらは令和4年度住民税均等割が非課税の子育て世帯であります。また、ウといたしまして、ア・イ以外の方で、直近で収入が減少し、上記ア・イと同水準となっている方でございます。

支給対象児童数は、520人、300世帯を見込んでおります。

（3）給付額は、児童1人当たり一律5万円。

（4）予算措置として、ア、歳出予算は、子育て世帯生活支援特別給付金事業で、生活支援特別給付金と電算システム改修委託料などの事務費でございます。イ、歳入は、全額国の補助金でございます。

（5）事務手続及び支給の時期であります。5月11日には上記対象者のア・イの方に通知書を発送いたしまして、5月29日に支給済みでございます。ウに該当する方は、申請によりまして随時支給してまいります。

2ページをお願いいたします。

2、県営現年農業用施設災害復旧事業につきましては、4月1日に上早川地区の北山広田圃場で

地滑り災害が発生しており、被災した北山広田圃場及び下流域の農地等につきまして、今年度の耕作に支障がないよう応急仮工事などを行うものでございます。

位置図は3ページになります。

また、4ページに被災状況と応急工事についてお示しをいたしました。被災エリアは赤い点線で囲ってあるところになります。

(1) 応急仮工事の内容といたしましては、排水路150メートル、取水施設、西側用水管理農道、西側用水仮設ポンプ各一式であります。

4ページの図、応急仮工事⑥、⑦、⑧、⑨の箇所になります。

(2) 調査設計費といたしましては、図の下側、赤い実線の部分になりますが、⑤西側用水（隧道）でございます。それを復旧するに当たりまして調査設計を行いたいため、4,000万円の事業費を見込んでおります。

(3) 財源であります。県支出金と一般財源になります。

それでは、議案書に基づきましてご説明いたします。

補正額は、7,750万円の追加であります。

初めに、歳出からご説明いたします。

予算書の12、13ページをお願いいたします。

3款2項2目子育て支援費は、子育て世帯生活支援特別給付金事業で、先ほどご説明いたしました内容で、事務費を含めまして2,750万円を補正するものであります。

11款1項1目農地農業用施設災害復旧費は、地滑り災害により被災した北山広田圃場等の応急仮工事及び調査設計に係る経費であり、5,000万円を補正するものであります。

次に、歳入について説明いたします。

10、11ページをお願いいたします。

15款2項2目民生費補助金は、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金と給付事務費補助金でございます。

16款2項8目災害復旧費補助金は、現年耕地災害復旧事業補助金であり、同3項6目災害復旧費委託金は、現年耕地災害復旧事業委託金であります。所要の一般財源として、20款1項1目前年度繰越金で対応しております。

説明は、以上になります。よろしく願いいたします。

○議長（松尾徹郎君）

お諮りいたします。

ただいま説明のあった本案については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会付託を省略することに決しました。

これより、説明に対する質疑に入ります。

本案の質疑は1人15分以内としてください。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原 実議員。

○18番（田原 実君）

お願いをいたします。

北山広田の圃場の被災に対する早急な対応を行うということで、この対応につきましては、ありがたいことだと感じているところです。

ただ、現地での説明会を傍聴いたしますと、関係者の皆さんが高齢化しているし、この先、耕作を続けるかどうか、そこら辺の見通しも正直立たないような状況だったのではないかと思います。

しかしながら、まずは復旧工事を行わないことには、その先もないということで、その点よろしいんですけども、問題はこの額でございまして、4,000万円ですか、調査費ですよ。大きな金額だと思うんです。これが、この先続く耕作のための調査費と捉えれば、それはそれでいいけども、急いでやらなくてはいけないということで、慌ててこの調査を委託をしまして、その委託先の選定におきましても特命の随意契約等で高値の契約をしてしまったのでは、今までの糸魚川市がやってきたことの反省が、そこに生かされてるのかなという心配が若干あったもんですから、その辺りの詳細の説明をいただきたいと思います。調査費の委託契約です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

星野農林水産課長。〔農林水産課長 星野剛正君登壇〕

○農林水産課長（星野剛正君）

お答えいたします。

こちらの補正予算で上げさせていただきました調査設計費につきましては、西側用水と呼ばれる用水の復旧についてでございます。

この西側用水につきましては、今回被災いたしました北山広田の圃場への用水としての機能はもちろんなんですが、下流域で受益個数が約19ヘクタールの農地の用水も兼ねております。今回この被災エリアの中にこの用水がございまして、今回の地滑りによりまして、トンネル部分が大きく被災しましたことから、下流域への通水ができなくなっておりまして、こちらの復旧を急ぎたいことから、今回、調査委託ということで計上させていただきました。

調査委託につきましては、用水の復旧箇所の現地調査は当然ですが、地質調査等も含めての調査が必要なことから高額になっております。

業者の選定に当たりましては、一般競争入札等によりまして、適正に処理していきたいというふうに考えております。

以上です。

○18番（田原 実君）

終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ほかにございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂議員。

○11番（保坂 悟君）

よろしくお願ひいたします。

議案第57号の子育て世帯生活支援特別給付金事業であります。気になっているのは、(2)のウのところ、上記以外の方で、直近で収入が減少し、上記とア・イと同水準となっている方ということで、人数的には下のほうを見ますと439名支払っていて、当初では520の見込みなので予算的には問題ないかと思うんですが、今後、こういった方がいろんな会社の都合だとか、いろんな事業の問題で、該当する方が増えたりした場合に、そういった対応の予算というのはどうなるのかというのと。

あと、今回のこの事業についての周知の徹底の度合いなんですけども、そういう漏れがないように、そういう方たちにちゃんと浸透しているのか、またお互いに声かけ合っても、こういう事業があることを知っていただいて申請してもらえるようになっているのか、その辺ちょっと改めて確認させていただきたいと思ひます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

嶋田こども課長。〔教育委員会こども課長 嶋田 猛君登壇〕

○教育委員会こども課長（嶋田 猛君）

お答えいたします。

まず、1点目の予算の関係でございますが、今回こちら、国のほうの全額国庫負担でございます。今回の予算が仮にオーバーしたような場合には、国のほうとも調整する中で、予算の追加等をお願いしたいなというふうに予定をしております。

また、2点目の対象者の(2)のウの方でございますが、現在、周知方法といたしましては、既に市の広報、また子育て世代向けへのLINEでの発信、また市のホームページでも掲載してるところでございますが、今回、家計の急変ということになりますと、例えば庁舎内ですと、福祉事務所のほうに生活困窮者ということで相談に行くケースもございます。そういったところとも連携を取る中で、本当に困ってる方に確実に、また希望する方に確実に給付金が支払われるように、事務のほうを滞りなく進めてまいりたいと思ひております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂議員。

○11番（保坂 悟君）

今、課長おっしゃったとおり、今回のこの事業の趣旨というのが、その救済というか困窮者に対する対応となっておりますので、何ていうのかな、遠慮なく申請いただけるようにいろんな情報を集めながら、この事業が推進していただきたいなということで、要望して終わりたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（松尾徹郎君）

ほかにございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

和泉議員。

○13番（和泉克彦君）

お願いします。

議案第57号の1番、子育て世帯生活支援特別給付金事業についてですが、これについては反対するものではないんですけれども、世情としてロシア・ウクライナ問題とか、あるいはコロナウイルス感染症によるいろんな影響があって、様々な形で給付金が施されるわけですけども。やはり国の財政が逼迫してるというか、税収が60兆円ぐらいしかないのに、国家予算がその倍近い、倍以上ですかね、110兆円ぐらいの予算を組んでる中で、毎年倍以上の国債というか国の借金がたまっていく中で、こういうような給付金の施しというのは非常に大事なんですけども、次の世代にそういうツケを回していく、そういう危惧があるんですけども。糸魚川市としても、国から支援されるという部分はあるんですが、実際、市の財政は比較的傷つかないというか、そういうのは分かるんですけども、国民全体として考えたときに、今その急場をしのぐのはいいんですけど、これが後にツケとして残っていかないのかというのが私個人としては非常に心配なんですけど。そういう広い視野を持って、今後こういうような形での支援といいますか、そういうものについて、財政というか行政としてはどのようにお考えなのか、お答えいただければありがたいです。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

山口財政課長。〔財政課長 山口和美君登壇〕

○財政課長（山口和美君）

議員おっしゃるように、心配されることというのが多々あるかと思います。

ただ、今の国のほうでは骨太の方針、こちらのほうを作成中でございますし、中長期的な視点に立ったもので計画的なものを示していただけるものとは考えております。

また、現在置かれてるこの状況というのが、やはり特別な状況であると捉えております。コロナから始まりまして、ウクライナ情勢ということで、物価高騰につきましても急激なものがございましたので、そのための支援と捉えております。

後は、これがいつまで続くかというのは、ちょっと国のほうの施策になるかと思うんですが、議員おっしゃるように、なるべく後世に残さないようにということで、また国では、所得のほうを、それを増やす対策ということで賃金を上げるとか、そういったものも考えて動いているかと思しますので、そういった全体的な経済的な流れで捉えておると考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

和泉議員。

○13番（和泉克彦君）

私も、そういうロシア・ウクライナ問題とか、コロナが1日も早く収まることを願うばかりですが、これがやはり長年にわたって波及してくると、そういうような危惧というか、現実問題として、そういうような形で不都合が起こってくるということが予想されますので、その点含めてお願い申し上げます。

以上です。ありがとうございました。

○議長（松尾徹郎君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第57号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

ここで、議事の都合により、暫時休憩いたします。

再開を1時といたします。

〈午前11時40分 休憩〉

〈午後1時00分 開議〉

○副議長（保坂 悟君）

休憩を解き、会議を再開いたします。

ただいま議長、松尾徹郎議員から議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

議長の辞職許可の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更して、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（保坂 悟君）

ご異議なしと認めます。

よって、議長の辞職許可の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更して、直ちに議題とすることに決しました。

追加日程第1．議長の辞職許可について

○副議長（保坂 悟君）

追加日程第1、議長の辞職許可についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、松尾徹郎議員の退場を求めます。

〔5番 松尾徹郎君退席〕

○副議長（保坂 悟君）

職員に、辞職願を朗読させます。

議会事務局長。

○議会事務局長（松木 靖君）

それでは、辞職願を朗読いたします。

令和5年6月12日。

松尾徹郎糸魚川市議会議長から、保坂 悟糸魚川市議会副議長宛ての辞職願。

今般、一身上の都合により、議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上であります。

○副議長（保坂 悟君）

辞職願については、ただいまの朗読のとおりであります。

お諮りいたします。

松尾徹郎議員の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（保坂 悟君）

ご異議なしと認めます。

よって、松尾徹郎議員の議長の辞職については、これを許可することに決しました。

松尾徹郎議員の退場を解きます。

〔5番 松尾徹郎君着席〕

○副議長（保坂 悟君）

ただいま議長の辞職について許可されました松尾徹郎議員から発言を求められておりますので、この際、これを許します。

松尾徹郎議員。

〔「副議長」と呼ぶ者あり〕

○副議長（保坂 悟君）

松尾議員。〔5番 松尾徹郎君登壇〕

○5番（松尾徹郎君）

議長退任に当たりまして、一言お礼を兼ねまして、ご挨拶を申し上げます。

皆様のご協力により、任期を迎えることができました。この間、行政側の重大事案等もあり、本来、議会において進めるべき重要案件への取組、すなわち本市における課題についての特別委員会を設置できなかったことは心残りであります。

課題山積の糸魚川市であります。後期においては、できるだけ行政側への協力も考えながら、新たな課題についても議会として取り組む必要があると考えます。

いずれにしましても、2年間、皆様のご協力に感謝とお礼を申し上げまして、誠に簡単ですが、退任のご挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○副議長（保坂 悟君）

暫時休憩します。

〈午後1時05分 休憩〉

〈午後1時16分 開議〉

○副議長（保坂 悟君）

休憩を解き、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が欠員となりましたので、議長選挙を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更して、直ちに議長の選挙を行うことにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（保坂 悟君）

ご異議なしと認めます。

よって、議長選挙を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更して、直ちに議長の選挙を行うことに決しました。

追加日程第2．議長選挙

○副議長（保坂 悟君）

追加日程第2、議長選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○副議長（保坂 悟君）

ただいまの出席議員数は、18人です。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○副議長（保坂 悟君）

投票用紙の配付漏れは、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（保坂 悟君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○副議長（保坂 悟君）

投票箱、異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名で願います。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次、投票を願います。

なお、議会の選挙では、同一の姓または名前の議員がいる場合、姓のみ、または名のみ投票があったときは、何人を記載したかを確認しがたいものに該当し、無効票になりますので、ご注意願います。被選挙人の氏名をフルネームでお書きください。

それでは、点呼を命じます。

松木議会事務局長。

○議会事務局長（松木 靖君）

それでは、お名前を申し上げます。

順次、投票をお願いいたします。

1番、利根川 正議員、2番、阿部裕和議員、3番、横山人美議員、4番、新保峰孝議員、5番、松尾徹郎議員、6番、伊藤 麗議員、7番、田原洋子議員、8番、渡辺栄一議員、9番、加藤康太郎議員、10番、東野恭行議員、11番、保坂 悟議員、12番、田中立一議員、13番、和泉克彦議員、14番、宮島 宏議員、15番、中村 実議員、16番、近藤新二議員、17番、古畑浩一議員、18番、田原 実議員。

以上であります。

〔投票〕

○副議長（保坂 悟君）

投票漏れは、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（保坂 悟君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（保坂 悟君）

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に2番、阿部裕和議員、7番、田原洋子議員を指名いたします。

よって、両議員の立会いを願います。

〔2番、阿部裕和議員、7番、田原洋子議員 立会い〕

○副議長（保坂 悟君）

投票の結果を報告いたします。

投票総数18票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち有効投票 18 票。無効投票 0 票、うち白票 0 票。

有効投票中、松尾徹郎議員 13 票、古畑浩一議員 4 票、東野恭行議員 1 票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、5 票であります。

よって、松尾議員が、議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました松尾議員が議場におられますので、本席から会議規則第 32 条第 2 項の規定により告知いたします。

それでは、松尾議員から挨拶をいただきます。

〔「副議長」と呼ぶ者あり〕

○副議長（保坂 悟君）

松尾議員。〔5 番 松尾徹郎君登壇〕

○5 番（松尾徹郎君）

議長就任に当たりまして、一言お礼とご挨拶を申し上げます。

今ほどは、思いもかけぬご支持をいただき、誠にありがたく、心よりお礼申し上げますとともに、責任の重さを痛感しております。

新型コロナウイルス感染症も 5 類に移行し、収束済みとはいえ、まだまだ油断できません。疲弊した地域経済をはじめ人口減少問題など、課題山積の糸魚川市であります。この難局を乗り越えるため、行政と共に議会としても協力し、大いに努力しなければならないと思います。

また、ますます厳しさを増す財政状況も考慮に入れながら、今まで以上のチェック機能を発揮する必要に迫られており、市民の負託に応えるためにも、さらなる政策提案も積極的に行わなければならないと考えます。

そのような意味で、引き続き議会改革はもちろん、風通しのよい議会運営を心がけなければならないと思いますし、議員各位における日頃の議員活動に大いに期待いたします。もちろん、私自身、与えられた職責を全うすべく、精いっぱい努力いたす所存です。

皆様のご協力を切にお願いいたしまして、誠に簡単ではございますが、就任のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○副議長（保坂 悟君）

それでは、松尾議員、議長席にお着きください。

〔議長 松尾徹郎君 議長席に着席〕

○議長（松尾徹郎君）

それでは、ここで暫時休憩いたします。

再開を 1 時 40 分といたします。

〈午後 1 時 32 分 休憩〉

〈午後 1 時 40 分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き、会議を再開いたします。

ただいま、副議長の保坂 悟議員から、副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

副議長の辞職許可の件を日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更して、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、副議長の辞職許可の件を日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決しました。

追加日程第3．副議長の辞職許可について

○議長（松尾徹郎君）

追加日程第3、副議長の辞職許可についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、保坂 悟議員の退場を求めます。

〔11番 保坂 悟君退場〕

○議長（松尾徹郎君）

職員に辞職願を朗読させます。

議会事務局長。

○議会事務局長（松木 靖君）

辞職願を朗読いたします。

令和5年6月12日。

保坂 悟糸魚川市議会副議長から、松尾徹郎糸魚川市議会議長宛ての辞職願。

今般、一身上の都合により副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上であります。

○議長（松尾徹郎君）

辞職願については、ただいまの朗読のとおりであります。

お諮りいたします。

保坂 悟議員の副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、保坂 悟議員の副議長の辞職については、これを許可することに決しました。

保坂 悟議員の退場を解きます。

〔11番 保坂 悟君着席〕

○議長（松尾徹郎君）

ただいま副議長の辞職について許可されました保坂 悟議員から、発言を求められておりますの

で、この際、これを許します。

保坂 悟議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂議員。〔11番 保坂 悟君登壇〕

○11番（保坂 悟君）

副議長退任に当たりまして、御礼のご挨拶を申し上げます。

2年前の改選後、定数18人に対しまして、10人の新人議員が誕生しました。これは糸魚川市議会に対しまして、変化を求める市民の意向と受け止めました。

また、コロナ禍という議員活動自体に制約がかかる中で、議員研修等を積極的に進めてまいりました。就任時の目標は、糸魚川市議会の見える化、糸魚川市議会における男女共同参画の推進、市民ニーズに応える市議会と3点を掲げました。

1つ目の見える化については、議員個々の研さんの結果である一般質問で、ほぼ全員の議員が行うスタイルとなりました。その結果、議員お一人一人が何を考えているかを市民に示すことができたと思っております。

また、今年の報酬審議会において、議員の活動について紹介する機会をいただきました。今後も継続していただきたいと思っております。

2つ目の男女共同参画の推進では、3名の女性議員全員が議会運営委員会の委員になっていただきました。コロナ禍という背景があり、控え室のマイカップ運動の導入ができました。

また、本会議場や委員会室への飲料水の持ち込みが可能となりました。会議の欠席理由について、育児や介護が組み込まれ、兼業の緩和も導入されました。

国や企業等で推進されているハラスメント防止について、議会としても研修と検討することで、ハラスメントは人権侵害として禁止する項目を糸魚川市議会政治倫理規則に追加できました。今後は、ハラスメント防止条例の制定を行う方針が、議会運営委員会で確認されております。早期の制定を期待しているものであります。

3つ目の市民ニーズに応える市議会として、官製談合事件と元副市長の選挙運動疑惑について、コンプライアンス調査推進特別委員会を立ち上げて対応することができました。

また、1年目の決算審査と予算審査の特別委員会の委員長として、委員の発言を尊重する委員会運営を心がけて、相当時間をかける形となりました。

しかし、うれしいことに2年目の決算審査と予算審査では、議員1期目の委員長が、委員の発言を大切にす委員会運営を行っていただいたというふう感じております。

これらは全て全議員のご協力とご理解のおかげと思っております。副議長としての役割を幾らかは果たせたのではないかと自負しております。

改めて、議員各位に心から感謝を申し上げます。本当にありがとうございました。

結びに、市長をはじめ、副市長、部・課長の皆様、議会事務局職員の皆様には、大変お世話になりました。副議長の経験を生かして、より一層、市民ニーズに応えられる議員活動を行っていく決意であります。今後ともよろしく願いいたします。

以上で、副議長退任の挨拶とさせていただきます。

○議長（松尾徹郎君）

暫時休憩いたします。

〈午後 1 時 4 6 分 休憩〉

〈午後 1 時 5 2 分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

ただいま、副議長が欠員となりましたので、副議長選挙を日程に追加し、追加日程第 4 として日程の順序を変更し、直ちに副議長の選挙を行うことにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、副議長選挙を日程に追加し、追加日程第 4 として日程の順序を変更し、直ちに副議長の選挙を行うことに決しました。

追加日程第 4. 副議長選挙

○議長（松尾徹郎君）

追加日程第 4、副議長選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの出席議員数は、18 人であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（松尾徹郎君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（松尾徹郎君）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名でお願いします。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて、順次、投票をお願いします。

先ほどと同様、議会の選挙では、同一の姓または名前の議員がいる場合、姓のみ、または名のための投票があったときは、無効票となりますので、ご注意願います。

それでは、点呼を命じます。

議会事務局長。

○議会事務局長（松木 靖君）

それでは、お名前を申し上げます。

1番、利根川 正議員、2番、阿部裕和議員、3番、横山人美議員、4番、新保峰孝議員、5番、松尾徹郎議員、6番、伊藤 麗議員、7番、田原洋子議員、8番、渡辺栄一議員、9番、加藤康太郎議員、10番、東野恭行議員、11番、保坂 悟議員、12番、田中立一議員、13番、和泉克彦議員、14番、宮島 宏議員、15番、中村 実議員、16番、近藤新二議員、17番、古畑浩一議員、18番、田原 実議員。

以上であります。

〔投票〕

○議長（松尾徹郎君）

投票漏れは、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（松尾徹郎君）

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に4番、新保峰孝議員、6番、伊藤 麗議員を指名いたします。

よって、両議員の立会いを願います。

〔4番、新保峰孝議員、6番、伊藤 麗議員 立会い〕

○議長（松尾徹郎君）

投票結果を報告いたします。

投票総数18票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち有効投票13票。無効投票5票、うち白票5票。

有効投票中、横山人美議員9票、田原洋子議員2票、保坂 悟議員1票、東野恭行議員1票。

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は、4票であります。

よって、横山議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました横山議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

それでは、横山議員から挨拶をいただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

横山議員。〔3番 横山人美君登壇〕

○3番（横山人美君）

みらい創造クラブの横山人美でございます。

今ほど行われました副議長選挙においてご支持をいただき、ありがとうございました。所信表明で申し上げましたとおり、さきの選挙で市民の皆様から負託をいただいた10人の新人議員の一人として、温故知新の教えを忘れずに、伝統ある糸魚川市議会の格式や先輩議員が重ねてきた姿を謙虚に学び、その上で議員それぞれが自身の立場において学びの取捨選択をし、経験を重ねた議員も新人議員も、時の市民に選ばれた一議員として、お互いに尊重できる土台づくりを努めたいと考えます。

また、前期2年で進められた議会改革においては、時代に合った議論の品格が保たれるためのハラスメント条例、議論を重ねた2常任委員会制、議員の兼業禁止の課題など、市議会全般に関わることについては、議長を補佐し、また議長と一体となって、各議員の意思疎通を図り、円滑な議会運営に努めてまいりたいと思います。

最後に、二元代表制の一翼を担う議決機関として、誰に選ばれ、誰のため、何のために、今ここにあるのか。市民目線を忘れることなく、全身全霊をかけてまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、就任の挨拶とさせていただきます。

日程第8．常任委員会委員の選任について

○議長（松尾徹郎君）

日程第8、常任委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、それぞれ指名いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

事務局職員に氏名を朗読させます。

議会事務局長。

○議会事務局長（松木 靖君）

それでは、お名前を申し上げます。

総務文教常任委員会、伊藤 麗議員、渡辺栄一議員、加藤康太郎議員、東野恭行議員、古畑浩一議員、田原 実議員、以上、6人です。

次に、建設産業常任委員会、利根川 正議員、松尾徹郎議員、田原洋子議員、保坂 悟議員、和泉克彦議員、近藤新二議員、以上、6人です。

市民厚生常任委員会、阿部裕和議員、横山人美議員、新保峰孝議員、田中立一議員、宮島 宏議員、中村 実議員、以上、6人です。

○議長（松尾徹郎君）

ただいま朗読いたしました議員を、それぞれの常任委員会委員に選任いたします。

正副委員長互選のため、暫時休憩いたします。

〈午後2時08分 休憩〉

〈午後2時32分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き、会議を再開いたします。

休憩中、各常任委員会が開かれ、正副委員長の互選が行われましたので、その結果についてご報告いたします。

総務文教常任委員会委員長には、東野恭行議員、同副委員長には、伊藤 麗議員。

建設産業常任委員会委員長には、保坂 悟議員、同副委員長には、利根川 正議員。

市民厚生常任委員会委員長には、田中立一議員、同副委員長には、阿部裕和議員。

以上であります。

日程第9．議会運営委員会委員の選任について

○議長（松尾徹郎君）

日程第9、議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

事務局職員に氏名を朗読させます。

議会事務局長。

○議会事務局長（松木 靖君）

それでは、お名前を申し上げます。

横山人美議員、新保峰孝議員、渡辺栄一議員、東野恭行議員、田中立一議員、和泉克彦議員、宮島 宏議員、近藤新二議員。

以上、8人であります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいま朗読いたしました議員を、議会運営委員会委員に選任いたします。

正副委員長互選のため、暫時休憩いたします。

〈午後2時34分 休憩〉

〈午後2時48分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き、会議を再開いたします。

ただいま議会運営委員会が開かれ、正副委員長の互選が行われましたので、その結果について報告いたします。

委員長には、宮島 宏議員、副委員長には、東野恭行議員。

以上であります。

日程第10．議案第58号

○議長（松尾徹郎君）

日程第10、議案第58号。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

1点確認であります。前任の議会運営委員会の委員長としまして、本定例会中に開会予定であります議会運営委員会、15日に予定されておりますが、これは新しい議会運営委員会が決定したら、そこに任せて、開会するかしないかを決めればよいという話で申し送っております。15日の日の議会運営委員会を予定どおり開会するか休会するのか、今日言っておかないと間に合いませんよ。

そこで、確認をしたいんですが、確認してください。

以上です。

○議長（松尾徹郎君）

今ほど議会運営委員会で、15日についての、するかしないかという協議がございました。

15日は、この2年間の様々な予定等々についての協議をしたいということで、開催することになりましたので、ご報告いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

議長をもって、そういう報告ならそういう報告でいいけど、人事が決定した。なお、日程につきましては、このようになりましたと、ちゃんと言うべきですね。事務局もちゃんといっているのなら、それはちゃんと台本として報告事項ということでやらせていただきたい。日程につきましては、この日は議会運営委員会があるという日程も取ってありますので、要は、やるかやらないかだけははっきりしてくれということでもあります。

○議長（松尾徹郎君）

失礼いたしました。

日程第10、議案第58号、糸魚川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第58号は、火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、省令の改正に伴い、急速充電設備の全出力の上限の拡大等を行いたいため、所要の改正を行うものであります。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、総務文教常任委員会に付託いたします。

日程第11．議案第59号から同第62号まで

○議長（松尾徹郎君）

日程第11、議案第59号から同第62号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第59号は、スキー場条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、市営スキー場のリフト料金を、利用料金を改定いたしたいため、所要の改正を行うものであります。

議案第60号は、特定賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、市営奴奈川住宅の用途廃止に伴い、当該住宅から移転をする入居者について、市営梶屋敷住宅への入居等を可能といたしたいため、所要の改正を行うものであります。

議案第61号及び議案第62号は、財産の取得についてでありまして、老朽化した除雪車両の更新を行うものであります。

議案第61号は、除雪ドーザ（14トン級マルチプラウ付）1台で、契約金額は2,585万円で、契約の相手方は、糸魚川重機工業株式会社であります。

議案第62号は、除雪ドーザ（11トン級マルチプラウ付）1台で、契約金額は2,134万円で、契約の相手方は、糸魚川重機工業株式会社であります。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、建設産業常任委員会に付託いたします。

日程第12. 議案第63号及び同第65号

○議長（松尾徹郎君）

日程第12、議案第63号及び同第65号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第63号は、希少野生動植物保護条例の制定についてでありまして、希少な野生動植物は当市の貴重な財産であることから、市内の希少動植物の保護を図り、人と野生動植物とが共生する豊かな自然環境を次代へ継承するため、新たに条例を定めるものであります。

議案第65号は、令和5年度介護保険事業特別会計補正予算（第1号）でありまして、歳入歳出それぞれ1億9,630万円を追加いたしたいものであります。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、市民厚生常任委員会に付託いたします。

日程第13．議案第64号

○議長（松尾徹郎君）

日程第13、議案第64号、令和5年度糸魚川市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第64号は、令和5年度一般会計補正予算（第2号）でありまして、歳入歳出それぞれ4億5,492万6,000円を追加いたしたいものであります。

歳出の主なものは、3款民生費では、住民税非課税世帯等支援事業（物価高騰対策）、社会福祉施設物価高騰対策事業、民営保育所等物価高騰対策事業の追加、4款衛生費では、医療機関物価高騰対策事業と新エネルギー導入支援事業の追加、8款土木費では、住宅・店舗リフォーム支援事業（物価高騰対策）の追加、11款災害復旧費では、団体営現年農地農業用施設災害復旧事業の追加であります。

次に、歳入につきましては、それぞれ所定の特定財源を充当したほか、所要の一般財源については、前年度繰越金を充当いたしました。

なお、地方債の補正は、第2表のとおりであります。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。  
付託区分については、お手元に配付してあります議案付託表によって、ご了承願います。

日程第14．議案第66号

○議長（松尾徹郎君）

日程第14、議案第66号、監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、加藤康太郎議員の退場を求めます。

〔9番 加藤康太郎君退席〕

○議長（松尾徹郎君）

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第66号は、監査委員の選任についてでありまして、監査委員の宮島 宏さんが令和5年6月11日をもって退職したことに伴い、後任として加藤康太郎さんを選任いたしたく、議会のご同意をいただきたいものであります。

以上であります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（松尾徹郎君）

お諮りいたします。

ただいま説明のあった本案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会付託を省略することに決しました。

これより説明に対する質疑に入ります。

本案の質疑は、1人15分以内とさせていただきます。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

これはお伺いしますが、議会選出の監査委員でありますよね。加藤康太郎氏にですよ、議員さんに監査をやるという話、今日初めて聞いたんですけど。そういう決め方でよろしいんですか。もちろん市長にしてみれば、指名されたので、こっちのほうで議案にしましたというお答えだろうと思いますが、それどなたが出したんですか、市長のほうに。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

渡辺総務課長。〔総務課長 渡辺 忍君登壇〕

○総務課長（渡辺 忍君）

お答え申し上げます。

議会事務局のほうから、加藤議員をとということで総務課のほうに連絡ありましたので、確認の上、議案とさせていただいたところでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

じゃあ、議会事務局が決めたんですか。事務局長、いかがですか。

○議長（松尾徹郎君）

この点につきましては、東野議員のほうから事務局のほうへ連絡があり、正副議長に、この提案でいきたいということの説明をいただきました。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

では東野君が、東野議員さんがこの決定をされて、勝手にじゃあ市長に監査委員人事についてどうだってやったんですか。加藤さんがどうのこうのって言うつもりはないですよ。でもさあ、先ほどの所信表明のごとくだよ、ちゃんと議会は議会のルールを守って、皆さんの意見の中で1つ決めていったらどうなんですか。過去、監査議員、監査を選出するのにもめた例はないですしね。もう大変な役職でございますから、いかがだとかってやればいいのかと思うんですけど。これ完全に議会軽視というか、全体の意思の疎通を軽視してると思いますよ。これいかがですか。

○議長（松尾徹郎君）

今の点につきましては、会派間で協議し、そしてまた、私としては、各議員にお1人の皆さんがおられますので、そちらのほうにお話があったもんだというふうに私自身は取りました。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

これはやっぱりね、議会選出の監査というものは、第一会派を中心に、その議員同士で連絡協議

をやって、その中において皆さんに同意してもらいましたということで議長に報告する。事務局は、その報告を基に行政部局に対してこういうふうに決定しましたと提出する。市長は、それに合わせて人事案ということで、こちらに議案として出してくる。行政のほうにしてみれば、何でと言われても困りますよとなりますね、議案を提出した皆さんにしてみれば。だから要は、監査委員を選出するまでのプロセス、先ほども言いましたけどね、ちょっとしつこいですけどね、譲れないものは譲れない。ちゃんと皆さんに諮るんなら諮ってやってください。

そういうことも含めまして、初めて聞いた、今聞いたとこでございますので、全く、代表者会議の中で聞いたのは、近藤議員さんでしたよ。その近藤議員さんが引かれて、なったということなんでしょうかね。それも正当な理由も何にも聞かされてません、なぜ彼なのかということ。

それからちょっとお聞きしますが、彼の家業は、電気工事屋、電気屋さんですよ。その契約というのは、市からの仕事みたいなのは一切出てませんね。確認のため、仕事が入るとかそういうのいらないですよ。それいかがですか。

○議長（松尾徹郎君）

暫時休憩いたします。

再開を25分といたします。

〈午後3時06分 休憩〉

〈午後3時25分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き、会議を再開いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

渡辺総務部長。〔総務部長 渡辺孝志君登壇〕

○総務部長（渡辺孝志君）

失礼いたしました。お時間をいただきましてありがとうございます。

今ほど確認いたしまして、物品の入札参加の資格のほうになりますが、既に辞退届のほうを頂いておりますので、今後の契約はできないということになります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

辞退されたんならね、その件もやっぱりすぐ答えられるようにしないと、せっかくその仕事を辞退されたのにね、悪いと思います。

前期はさ、そういう誤解だとか行き違い、また市民に対して誤解を与えるということで、監査委員の交代劇もありました。その後、監査委員が賛成討論をやったり何だりで、それはおかしいんじゃないかと。監査につきましては、いろいろ条件がつくんで大変だと思う。だから今回は、別に

本人に問題があるわけじゃないけど、私の老婆心ながら、監査委員というものはね、1年生議員はやっぱり受けるべきではないと思います。いろんな制約も受けますことから、逆に加藤議員さんにはね、一般質問でも討論でも様々なところで制約なしでね、いろいろな経験をしていただきたいと、そういうことも兼ねましてね、本案につきましては、話が私に一切ない時点で賛成する気はもう毛頭ございませんけれど。

議会選出の監査につきましては、まず独断専行型で独善的にやっては絶対いけないということですね。民主主義なら、なおさらのこと。議長も副議長もね、先ほどやっぱり議会のルールの中のものとして、やっぱり活性化とか革新的なことをやっていきたいと、そう言った人間たちがね、やっぱりこれを認めてはいけません。このやり方につきましては、もうつくづく議会ルールでございますので、みんなでこの方というふうにとろって選出するべきだと思います。

行政におかれましては、議会からこの方と云われたんで人事案件出してきただけでございますので、行政の皆さんを責める気は全くいたしません。逆に議会の体たらくとか、段取り不足とか、そういうところはやっぱりもう憤りを感じるものであります。

議長におかれましても、その辺しっかり確認して、これが議会の総意なんだというところでやっぱり監査委員の選出はお願いをいたしたいと思います。

以上です。

○議長（松尾徹郎君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、起立採決により行います。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（松尾徹郎君）

起立多数であります。

よって、本案については、これに同意することに決しました。

加藤康太郎議員の退場を解きます。

〔9番 加藤康太郎君着席〕

日程第15. 請願第1号及び同第2号

○議長（松尾徹郎君）

日程第15、請願第1号及び同第2号を一括議題といたします。

本定例会において、取り扱うことになる請願は、お手元に配付の請願文書表のとおりであります。

ただいま議題となっております請願第1号は建設産業常任委員会に、同第2号は総務文教常任委員会に、それぞれ付託いたします。

次に、市長等から委嘱または任命される各種委員について、それぞれ決定を見ておりますので、ご報告いたします。

職員に氏名を朗読させます。

議会事務局長。

○議会事務局長（松木 靖君）

それでは、お名前を申し上げます。

糸魚川市都市計画審議会委員に、保坂 悟議員、利根川 正議員。

糸魚川市青少年問題協議会委員に、東野恭行議員。

糸魚川市土地開発公社理事に、松尾徹郎議員及び東野恭行議員。

糸魚川市社会福祉協議会理事に、田中立一議員であります。

以上であります。

○議長（松尾徹郎君）

以上で、本日の全日程が終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

〈午後 3時30分 散会〉

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

前 議 長

前 副 議 長

議 長

議 員

議 員